

国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第 1 次調査報告書

平成 18 年 5 月 29 日
社 会 保 険 庁**I 調査に至った経緯等****1 今回の問題の概要**

- (1) 社会保険庁においては、国民年金保険料の納付率の向上を図るため、納めやすい環境整備を推進するとともに、平成 16 年 10 月以降に市町村から取得可能となった所得情報を基に、
- ①十分な所得がありながら保険料を納付いただけない方への強制徴収の拡大、
 - ②中間の所得層の未納の方に対する納付督促の徹底、
 - ③免除等の対象となる所得の低い方に対する免除等の勧奨の拡大
- といった三段階の対策に取り組んできている。

- (2) このうち、③の国民年金保険料の免除（法定免除を除く。）又は若年者納付猶予（以下「免除等」という。）は、国民年金法において、被保険者等からの申請に基づき行うものとされている。

免除を受けることにより、10 年以内であれば保険料を追納でき、障害年金等の受給権が確保されるとともに、追納できなかったとしても、将来、老齢年金について国庫負担相当分の給付が保障されることから、要件に該当する方々に対して申請の勧奨を徹底してきたところである。

ところが、今般、被保険者本人からの申請がないにもかかわらず社会保険事務所において手続を行ったという、国民年金法及び同法施行規則の規定等に定める手続に反する事例があることが明らかとなった。このような重要な手続きの過程において、こうした問題事例が生じたことは極めて由々しきことであり、真相を明らかにするため本調査を実施したところである。

2 具体的な経緯

- (1) 京都の事案を契機とした調査等

- ① 平成 18 年 2 月 10 日、社会保険庁本庁の統計リストにおいて、免除の取消数値が急激に増加するという異常値が見られたことを端緒として、京都社会保険事務局管内の社会保険事務所において、被保険者からの申請がないままに免除等の手続を行っている事案が判明した。

- ② これを受けて、3月13日、運営部年金保険課国民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し同様の事例がないかメールにより照会した結果、京都社会保険事務局以外には、京都社会保険事務局と同様の事例はないとの報告結果であった。また、福島、千葉、静岡、長崎、熊本及び鹿児島各社会保険事務局から、被保険者から申請書の提出はないが、電話等により申請者の意思を確認して手続を行っている事例がある旨の報告があったことから、同室において、これらの社会保険事務局に対し、早急に免除等の申請書を受領するよう指示した。

(2) 大阪の事案を契機とした調査等

- ① 4月21日、大阪社会保険事務局長は、免除の不適切な処理が行われている旨の投書を受領した。5月15日、大阪社会保険事務局において、報道機関からの取材申込みを受けたことを機に、同事務局長が調査し、京都と同様な事例があることが判明した。その後、5月17日に大阪社会保険事務局より、本庁に対し、この旨の報告があった。

- ② このため、翌18日、国民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し、再度、適切な事務処理がなされているかメール及び電話により照会した。この結果、同様の事例がある旨、東京社会保険事務局及び長崎社会保険事務局から報告があった。このうち、長崎については、本人から申請書の受領ができなかった結果、京都と同様の事例に該当するものであった。

- ③ さらに、5月19日、国民年金事業室より、全社会保険事務局長に対し、すべての社会保険事務所において免除等の勧奨等に関し被保険者宛に送付した書類の提出を要請した。

(3) 再々度の調査等

- ① 5月24日、事実を的確に把握せず、その後においても、この問題に対する意識が不十分であったとして、大阪社会保険事務局長を更迭するとともに、国民年金事業室において、全社会保険事務局長に対し、申請書の提出を待たずに免除等の手続を行っていないか、再々度の調査を電話等により実施した。

- ② この結果、京都等の社会保険事務局と同様の事例がある旨、三重社会保険事務局から報告があった。兵庫、佐賀及び沖縄各社会保険事務局からは、被保険者に対し電話等により意思確認を行った上で、申請書を社会保険事務所の職

員が代筆して手続を行っている事例がある旨の報告があった。

- ③ 5月26日、不適正な手続きを指導し、事実と異なる報告を行ったとして、三重社会保険事務局長を更迭した。

(4) 全国社会保険事務局長会議の緊急開催と徹底調査

- 5月27日、厚生労働大臣出席の下、全国社会保険事務局長会議を緊急開催し、業務遂行の際の法令厳守を徹底するとともに、会議終了後、申請書の提出を待たずに免除等の手続を行った事例の有無及びその具体的な内容等について、本調査を実施した。

3 事務処理手続に関する法令等の規定

- (1) 国民年金法第90条第1項等において、免除等は被保険者等からの申請によることとされている。また、同法施行規則第77条第1項等において、免除等は申請書を社会保険事務所長あて（申請の受理は市町村長）に提出することとされている。
- (2) また、申請書の様式については、通知（「申請全額免除等に係る手続の簡素化の取扱いについて（通知）」平成17年7月1日付け庁保険発第0701001号社会保険庁運営部年金保険課長通知）において定めており、様式中において署名又は記名押印を求めている。このほか、業務取扱の要領等においては、被保険者等からの申請書の提出を前提とした事務処理手順を示している。

II 調査の概要

(1) 全ての事務所長からの確認書の提出

5月25日、各社会保険事務局長に指示し、平成17年度の国民年金保険料の免除及び若年猶予に係る勧奨から決定通知までの一連の事務処理の状況について、社会保険事務所ごとに調査させ、承認までの流れと件数について、

- ①適正な処理を行ったもの、
- ②申請書がないにもかかわらず承認したもの、
- ③電話により申請意思を確認して申請書を職員が代筆して承認したもの、
- ④承認の処理を先行させて事後に申請書を受領したもの

に区分して、「免除等確認書」により、全ての事務所長から、記名押印の上、文書で提出させることとした。

(2) 全社会保険事務局長に対する詳細な面談調査及び資料の提出

5月27日の全国社会保険事務局長会議終了後に、本庁の次長、部長、課室長が分担して、全事務局長に対し、個別にヒアリングを行った。

その際、不明な点は、ただちに事務局、事務所に待機させた社会保険事務所長その他の職員に確認させるなど、詳細かつ徹底した調査を行った。

Ⅲ 調査結果

1 調査結果の概要

調査の結果、これまでに明らかになっている事例を含め、以下の不適切な事例が明らかとなった。(同一の事務所が複数の項目に該当している場合がある)

		事務局名 (該当事務所数/管轄事務所数)
(1) 個々人の申請の意思を確認しないまま承認手続を行ったもの	①本人に免除等承認の通知をしたもの	東京 (2/30)、岐阜 (1/6)、 静岡 (5/9)、三重 (5/5)、 京都 (5/6)、大阪 (13/21)、 奈良 (1/3)、長崎 (2/4)
	②本人に免除等承認の通知をしていないもの	秋田 (1/4)、埼玉 (4/7)、 静岡 (1/9)、大阪 (3/21)、 奈良 (1/3)
(2) 電話等により個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、承認手続を行ったもの	① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	青森 (2/4)、茨城 (5/5)、 埼玉 (2/7)、新潟 (1/8)、 長野 (2/7)、岐阜 (1/6)、 静岡 (1/9)、愛知 (8/16)、 滋賀 (2/3)、京都 (2/6)、 大阪 (15/21)、奈良 (1/3)、 愛媛 (4/5)、高知 (4/4)、 佐賀 (1/3)
	②①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	茨城 (5/5)、群馬 (1/5)、 埼玉 (3/7)、新潟 (2/8)、 岐阜 (2/6)、静岡 (1/9)、 愛知 (6/16)、滋賀 (3/3)、 京都 (2/6)、大阪 (1/21)、 兵庫 (4/10)、愛媛 (4/5)、 高知 (4/4)、熊本 (4/5)、 沖縄 (2/6)
	③事後に本人からの申請書を全て受領したもの (注) ①や②に該当する場合でも③に該当すれば、③のみに計上	福島 (1/6)、千葉 (3/6)、 鹿児島 (1/6)、沖縄 (2/6)
(3) 全ての事務所が適正な事務処理を行った事務局	北海道、岩手、宮城、山形、栃木、 神奈川、富山、石川、福井、山梨、 和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、 山口、徳島、香川、福岡、大分、宮崎	

2. 各事務局別の不適切な事務処理の経緯と内容

(1) 東京事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、平成18年1月から3月にかけて管内30事務所中の1事務所において、これによっても申請のない未納者13,171名に対し、連絡がなければ免除に同意するとみなす旨の意思確認文書を配布し、回答のなかった2,401名に対し免除処理を行った。また、4月7日、同様に別の1事務所において、申請のない未納者137名に対し77名に免除処理を行っている。

(2) 岐阜事務局

管内6事務所中の1事務所において、所得情報から免除等に該当すると判断された未納者639名に対し、平成18年1月、本人の意思確認を行うことなく「御連絡をされなければ承認の取消を行います」旨の文書を添付の上、免除等の承認通知書を送付した。

(3) 静岡事務局

管内9事務所中の6事務所において、所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、平成17年12月から平成18年1月にかけて、〇月〇日までに連絡下さいという意思確認文書を送付し、手続を希望しない旨の連絡があった者を除く6,440名に対し、免除処理を行い、5事務所では5,705名に対し、免除通知書を送付した。また、1事務所においては、免除通知書を送付していない。その後、一部申請書の提出等があったが、6,236名について意思が確認できていない。

(4) 三重事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続を案内したが、管内5事務所中の全ての事務所において、これによっても申請のない未納者12,731名に対し、平成17年11月から平成18年2月にかけて、納付や免除を希望されない方は、〇月〇日までに連絡下さいという意思確認文書を送付し、その後、本人からの連絡が無かった9,805名に対し、免除や猶予の事務処理を行った。

(5) 京都事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、管内6事務所中の5事務所において、これによっても申請のない未納者の方に、平成17年12月に免除通知書を作成し、その後、平成18年1月までの間に納付意思の確認ができた方について免除承認の手続の取り消しを行い、同月、9,665名について、免除承認通知書を発送した。

(6) 大阪事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、管内21事務所中の19事務所において、これによっても申請のない未納者の方に、平成17年11月から平成18年5月にかけて、返事がなければ免除手続を進める旨の案内を行った上で、申請のない37,406名について免除処理を行った。

(7) 奈良事務局

管内3事務所中の1事務所において、平成17年12月、所得情報に基づき所得金額50万円未満であった被保険者234名について意思確認を行わないまま免除処理を行い、その後67名から申請書を受領でき、受領できなかった167名のうち166名は平成18年1月に同事務所において、1名は5月に転居先の他県の事務所において、それぞれ取消処理を行った。

(8) 長崎事務局

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続等を案内したが、管内4事務所中の2事務所において、これによっても申請のない未納者の方に、平成17年11月から12月にかけて意思確認文書を送付して、後日申請があるものとして、5,219名について免除処理を行った。しかしながら、17年度末現在1,960名について申請書が未受理となっている。

(9) 秋田事務局

管内4事務所中の1事務所において、所得情報から免除等に該当すると判断された未納者127名について、平成17年11月、本人の意思確認を行わないまま免除処理を行い、その後77名から申請書を受領できたが、残る50名について平成18年2月に取消処理を行った。

(10) 埼玉事務局

管内7事務所中の1事務所において、平成17年12月から平成18年2月にかけて、所得情報から免除に該当すると判断された未納者5,690名について、意思確認を行っていないにもかかわらず、窓口装置から免除入力処理を行い、その後、申請書の提出のない4,445名について免除の取消処理を行った。また、今回の調査において、他の3事務所でも4,337名について免除入力処理を行い、その後、申請書の提出のない2,834名について免除の取消処理を行ったことが確認された。

(11) 青森、新潟、茨城、群馬、埼玉、長野、岐阜、静岡、愛知、滋賀、京都、兵庫、大阪、奈良、愛媛、高知、佐賀、熊本及び沖縄

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手

紙、戸別訪問により免除手続を案内したが、上記19事務局の管内の133事務所中の70事務所（うち茨城、滋賀及び高知の3事務局は全事務所で実施）においては、これによっても申請のない未納者の方に対し、電話等で確認の上、事務所において申請書を代筆し、免除等の事務処理を行った。

(12) 福島、千葉、鹿児島及び沖縄

所得情報から免除等に該当すると判断された未納者の方に対し、電話や手紙、戸別訪問により免除手続を案内したが、上記の4事務局の管内の24事務所中の7事務所においては、これによっても申請のない未納者の方に対し、承認の処理を先行させ、事後に本人からの申請書をすべて受領した。

(13) その他

なお、広島事務局の管内の2事務所のように、平成17年7月以降分の期間に係る申請書を受領した際、本来は、平成17年6月までの期間に係る申請書も併せて受領すべきところ、前者のみを受領したことから、その写しを後者の分として取り扱い、承認をしたケースがある。これについては、申請の意思が確認できることから、認められるものとして扱うことが適切と考えられる。

また、平成17年7月に東京事務局の管内の1事務所及び平成18年1月に愛知事務局の管内の1事務所において、それぞれ国民年金推進員が架空の免除申請書を作成した事例が判明しているが、これらは、今回の一連の事案と異なり、当該国民年金推進員個人により行われたものである。

IV 調査結果における問題点及び今後の対応

1. 事務手続上の問題点

(1) 本人の申請意思の確認を欠いた手続

Ⅲ1(1)の事例のように、本人の申請意思にかかわらず手続を行ったことは、明らかに法令の規定に反する行為であり、こうした事案が行われていた各社会保険事務所においては、その取扱が法令に反する行為であるとの意識が希薄であったと考えられる。

公務員として事務を遂行する上で、法令の定めに従うことは当然のことであり、これを逸脱することは許されるものではない。

(2) 電話等により本人の申請意思を確認の上で行った手続

Ⅲ1(2)の事例のように、電話等により本人の申請意思を確認するとともに、社会保険事務所の職員が申請書を代筆することについて同意を得て行った手続については、法令等に定める手続（国民年金法施行規則により申請書の提出が定められ、課長通知により署名又は記名押印が必要とされている。）に反するものである。

一方、このような場合であっても、(i)基礎年金番号等による本人確認、(ii)申請意思の確認、(iii)申請書の代筆に係る同意、が電話等によって行われ、そ